		六　米穀のうち法第八条に規定する米穀を原材料とする飲食料品であって政令で定めるものの加工、製造又は調製のために使用した数量（以下この項において「使用数量」という。）その他の米穀の使用状況に関する事項	
第二種特定規模出荷販売事業者	特定規模小売事業者	一　米穀の買入数量 二　米穀の出荷又は販売の相手方の業種 三　米穀の買入れの相手方の業種 四　とう精数量 五　使用数量その他の米穀の使用状況に関する事項	毎月
		一　米穀の買入数量 二　使用数量	七月

4　法第十一条第一項の規定による報告は、前項の表の下欄に掲げる時期の十五日まで（特定規模小売事業者にあっては、末日まで）に、米穀の用途別及び種類別並びに産地別又は国内産若しくは外国産の別に行わなければならない。

5　卸売事業を行う者であって、玄米を精米に加工する設備を有さず、かつ、その者と資本関係において密接な関係を有する小売事業又は加工等事業（法第八条に規定する米穀を原材料とする飲食料品であって政令で定めるものの加工、製造又は調製の事業をいう。）を行う者のみに対して米穀の販売を行うものでその事業の用に供する米穀の数量が特定規模以上であるものは、第一項の規定にかかわらず、これを特定規模小売事業者とみなして、前二項の規定を適用する。

6　定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業であって、当該事業に係る約款に、当該事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）の米穀等取扱事業に関する定めがあるものを行おうとする者（以下「連鎖化事業者」という。）であって、財務省・農林水産省関係主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（令和八年財務省・農林水産省令第四号）第一条第三項の規定により出荷等数量（同項に規定する出荷等数量をいう。）に加盟者の事業の用に供する米穀の数量を含めるものが法第十一条第一項の規定による報告をしようとする場合には、自ら及び加盟者が行う事業に係る米穀の在庫数量及び出荷数量、販売数量又は買入数量並びに第三項に規定する事項を取りまとめ、報告しなければならない。

（削る。）

（削る。）

（新設）

（新設）

（新設）

（生産調整方針の認定申請手続）

第三条　法第五条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第一号により作成した生産調整方針を地方農政局長（北海道にあっては、北海道農政事務所長。第三十三条を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。

（生産調整方針の認定基準）

第四条　法第五条第三項第三号（令第四条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める基準は、生産調整方針の内容が法令に違反するものでないこととする。